

藤沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について

藤沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を次のように改正する。

2016年(平成28年)2月26日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

(藤沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 藤沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年藤沢市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年藤沢市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「号給」を「職務の級」に、「1」を「1級」に、「2」を「2級」に、「3」を「3級」に、「4」を「4級」に、「5」を「5級」に、「6」を「6級」に、「7」を「7級」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定任期付職員の前項の給料表の職務の級は，その者の専門的な知識経験又は識見の度合並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度合に応じて決定するものとし，その決定の基準となる職務の内容は，次の等級別基準職務表のとおりとする。

職務の級	基準となる職務
1 級	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務を行う職務
2 級	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務を行う職務
3 級	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務を行う職務
4 級	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務を行う職務
5 級	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものを行う職務
6 級	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものを行う職務
7 級	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものを行う職務

第7条第3項中「号給に」を「職務の級に」に，「7号給」を「7級」に，「6号給」を「6級」に改め，同条第5項中「決定する」を「決定するものとし，」に，「号給」を「職務の級」に，「)とする」を「)とする。この場合において」に改め，同条第6項中「号給」を「職務の級」に，「前項」を「第4項」に改める。

(藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第3条 藤沢市職員の勤務時間等に関する条例(昭和38年藤沢市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される藤沢市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される藤沢市職員の処遇等に関する条例(平成8年藤沢市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改め、同項第4号中「第28条第2項」の次に「若しくは藤沢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年藤沢市条例第47号)第2条の2」を加える。

(公益的法人等への藤沢市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益的法人等への藤沢市職員の派遣等に関する条例(平成26年藤沢市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改め、同項第4号中「第28条第2項」の次に「若しくは藤沢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年藤沢市条例第47号)第2条の2」を加える。

(藤沢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 藤沢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年藤沢市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「及び第28条第3項」を「並びに第28条第3項及び第4項」に、「降給の事由並びに職員の分限に関する手続及び効果に関し規定することを目的」を「降任、免職及び休職並びに職員の失職の例外に関し必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条を次のように改める。

(降任又は免職)

第2条 法第28条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職することができる場合は、当該職員の人事評価における能力評価又は業績評価の結果が規則で定める段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であつて、指導その他の規則で定める措置(以下この条において「指導等」という。)を行つたにもかかわらず、勤務実績が不良なことが明らかとなるときでなければならない。

2 法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職することができる場合は、第3条第1項に規定する診断によつて、長期の療

養若しくは休養を要する疾患又は療養若しくは休養によつても治癒し難い心身の故障があると診断され、その疾患若しくは故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合でなければならない。

3 法第28条第1項第3号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職することができる場合は、職員の適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、その職に必要な適格性を欠くと認められる場合であつて、指導等を行つたにもかかわらず、当該適格性を欠くことが明らかなときでなければならない。

4 法第28条第1項第4号の規定によりいずれの職員を降任し、又は免職するかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して決定するものとする。

第2条の次に次の1条を加える。

(休職の事由)

第2条の2 任命権者は、法第28条第2項各号の規定に該当する場合のほか、職員が水難、火災その他の災害により、職員の生死又はその所在が不明となつた場合においては、これを休職することができる。

第3条第1項中「任命権者は」を「任命権者は、」に改め、同条第2項中「休職又は降給の処分は」を「又は休職の処分は、」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員は、前項に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

第4条第1項中「期間は」を「期間は、」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第2項中「任命権者は」を「任命権者は、」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「期間は」を「期間は、」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2条の2の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において災害等の状況に応じ、任命権者が定める。

第5条第1項中「休職者は」を「休職者は、」に改め、同条第2項中「休職者は」を「休職者には、」に、「除く外」を「除き、」に改める。

第6条第1項中「禁こ」を「禁錮」に、「を認めた」を「が認められる」に改

める。

第7条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「市規則」を「規則」に改める。

（藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第1項中「市長が定める。」を「それぞれ当該給料表に定めるところによる。」に改め、同条第2項中「その責任の度合に基づき、」を「その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを」に、「市長が定める。」を「別表第6に定める各給料表に応じた等級別基準職務表のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度合が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。」に改める。

第10条第2項中「別表第6」を「別表第7」に改める。

第17条の3第2項中「（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「（平成26年法律第68号）第18条」に改める。

第18条第1項中「勤務の成績及び」を「人事評価の結果及び勤務の」に改める。

第21条中「休職者の」を「休職にされた」に、同条第5号中「第3号の」を「第3号又は第5号の」に、「第21条第3号」を「第21条第3号又は第5号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号の次に次の2号を加える。

（5）職員が藤沢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年藤沢市条例第47号）第2条の2に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

（6）第3号後段の規定は、前号の規定の適用を受ける職員の期末手当及び勤勉手当の支給について準用する。

第21条の2中「ただし書の」を「ただし書に規定する」に改める。

附則第5項第5号ウの次にエとして次のように加える。

エ 第21条第5号 前各号に定める額に100分の100以内を乗じて得

た額

別表第6を別表第7とし、別表第5の次に次の表を加える。

別表第6（第3条関係）

等級別基準職務表

1 行政職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	(1) 市長部局の定型的な業務を行う職務 (2) 議会事務局の定型的な業務を行う職務 (3) 教育委員会の事務部局の定型的な業務を行う職務 (4) 選挙管理委員会事務局の定型的な業務を行う職務 (5) 監査事務局の定型的な業務を行う職務 (6) 農業委員会事務局の定型的な業務を行う職務 (7) 消防の部局の定型的な業務を行う職務
2 級	(1) 市長部局の主任の職務 (2) 議会事務局の主任の職務 (3) 教育委員会の事務部局の主任の職務 (4) 選挙管理委員会事務局の主任の職務 (5) 監査事務局の主任の職務 (6) 農業委員会事務局の主任の職務 (7) 消防の部局の主任の職務
3 級	(1) 市長部局の主査の職務 (2) 議会事務局の主査の職務 (3) 教育委員会の事務部局の主査又は研究主事の職務 (4) 選挙管理委員会事務局の主査の職務 (5) 監査事務局の主査の職務 (6) 農業委員会事務局の主査の職務 (7) 消防の部局の主査の職務
4 級	(1) 市長部局の上級主査の職務 (2) 議会事務局の上級主査の職務 (3) 教育委員会の事務部局の上級主査又は上級研究主事の職務 (4) 選挙管理委員会事務局の上級主査の職務 (5) 監査事務局の上級主査の職務 (6) 農業委員会事務局の上級主査の職務 (7) 消防の部局の上級主査の職務
5 級	(1) 市長部局の本庁機関の課長補佐の職務 (2) 保育園長又は市長部局の出先機関の課長補佐の職務 (3) 会計課の課長補佐の職務

	<ul style="list-style-type: none"> (4) オンブズマン事務局の事務局長補佐の職務 (5) 議会事務局の課長補佐の職務 (6) 教育委員会事務局の課長補佐又は指導主事の職務 (7) ハケ岳野外体験教室長，教育委員会の教育機関の課長補佐又は指導主事の職務 (8) 選挙管理委員会事務局の主幹補佐の職務 (9) 監査事務局の主幹補佐の職務 (10) 農業委員会事務局の主幹補佐の職務 (11) 消防局の課長補佐の職務 (12) 消防署の課長補佐の職務 (13) 各部局の再任用職員のうち，上級研究員又は特に専門性を有する業務を所掌する上級主査の職務
6 級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市長部局の本庁機関の課等の長又は主幹の職務 (2) 市長部局の出先機関の長，課等の長又は主幹の職務 (3) 会計課長又は主幹の職務 (4) オンブズマン事務局長又は主幹の職務 (5) 議会事務局の課長又は主幹の職務 (6) 教育委員会事務局の課長又は主幹の職務 (7) 教育委員会の教育機関の長又は主幹の職務 (8) 選挙管理委員会事務局の主幹の職務 (9) 監査事務局の主幹の職務 (10) 農業委員会事務局の主幹の職務 (11) 消防局の課長又は主幹の職務 (12) 消防署の副署長，課長又は主幹の職務 (13) 各部局の再任用職員のうち，専任研究員又は特に専門性及び困難性を有する業務を所掌する上級主査の職務
7 級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市長部局の本庁機関の担当部長又は参事の職務 (2) 市長部局の困難な業務を所掌する本庁機関の課等の長又は保健所の副所長の職務 (3) 市長部局の困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 (4) 会計管理者の職務 (5) 福祉事務所長の職務 (6) 議会事務局の参事の職務 (7) 教育委員会事務局の担当部長又は参事の職務 (8) 選挙管理委員会事務局長の職務 (9) 監査事務局の参事の職務 (10) 農業委員会事務局長の職務 (11) 消防局の副消防局長，室長又は参事の職務 (12) 消防署長の職務
8 級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市長部局の部等の長の職務 (2) 議会事務局長の職務 (3) 教育委員会事務局の教育次長又は部長の職務

	(4) 監査事務局長の職務 (5) 消防局長の職務
--	------------------------------

2 行政職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	技能労務職員の職務
2 級	相当の技能又は経験を必要とする技能労務職員の職務
3 級	班長の職務
4 級	(1) 次号以外の課等の主査又は上級班長の職務 (2) 市民病院栄養室の副調理師長又は上級班長の職務
5 級	(1) 次号以外の課等の上級主査の職務 (2) 市民病院栄養室の調理師長の職務

3 医療職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	(1) 保健所等の地域住民の健康の保持及び増進に関する業務を行う職務 (2) 市民病院の医療業務を行う職務
2 級	(1) 保健所等の課長補佐，上級専門主査又は専門主査の職務 (2) 市民病院の医長，救命救急センター副センター長，専門医長又は主任医師の職務
3 級	(1) 保健所等の課長又は主幹の職務 (2) 市民病院の診療科部長，救命救急センター長又は主幹の職務
4 級	(1) 市長部局の本庁機関の参事の職務 (2) 保健所の副所長の職務 (3) 市民病院の診療科主任部長，こども診療センター長又は集中治療室長の職務
5 級	(1) 市長部局（市民病院を除く。）の部等の長の職務 (2) 保健所長の職務 (3) 市民病院の院長，副院長，診療部長又は医療支援部長の職務

4 医療職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	(1) 保健所等の地域住民の健康の保持及び増進に関する業務を行う職務 (2) 市民病院の医療技術業務を行う職務
2 級	(1) 保健所等の困難な地域住民の健康の保持及び増進に関する業務を行う職務 (2) 市民病院の困難な医療技術業務を行う職務
3 級	(1) 保健所等の主任の職務 (2) 市民病院の主任の職務
4 級	(1) 保健所等の専門主査の職務 (2) 市民病院の専門主査の職務
5 級	(1) 保健所等の上級専門主査の職務 (2) 市民病院の上級専門主査の職務
6 級	(1) 保健所等の課長補佐の職務 (2) 市民病院の技師長補佐，室長補佐又は薬局長補佐の職務
7 級	(1) 保健所等の課長又は主幹の職務 (2) 市民病院の技師長，リハビリテーション室長，薬局長，栄養室長又は主幹の職務
8 級	(1) 市長部局（市民病院を除く。）の部等の長の職務 (2) 保健所の副所長の職務 (3) 市民病院の医療技術部長又は副医療技術部長の職務

5 医療職給料表(3)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	市民病院の准看護師の職務
2 級	(1) 市民病院の保健師，助産師又は看護師の職務 (2) 看護専門学校専任教員の職務
3 級	(1) 市民病院の主任の職務 (2) 看護専門学校の主任の職務

4 級	(1) 市民病院の看護師長，専門主査又は上級主任の職務 (2) 看護専門学校の専門主査又は上級主任の職務
5 級	(1) 市民病院の主幹看護師長，医療安全対策室副室長，地域医療連携室副室長又は主任看護師長の職務 (2) 看護専門学校の課長，主幹又は課長補佐の職務
6 級	(1) 市民病院の副看護部長，医療安全対策室長又は地域医療連携室長の職務 (2) 看護専門学校副校長の職務
7 級	(1) 市民病院の看護部長の職務 (2) 看護専門学校長の職務

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間における市長部局の出先機関の長の職務の級は，第 7 条の規定による改正後の藤沢市一般職員の給与に関する条例別表第 3 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは，地方公務員法が改正されたことに伴い，等級別基準職務表を定める等，所要の改正をする必要による。